

政令第四〇四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

別表中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号の二を第二十八号とし、同表第四十七号口中「及び港町」を削り、同表中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号を第六十八号とし、第六十九号の二を第六十九号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第五地区の項中「から第二十一号まで」を、「第二十号」に改め、同表第六地区の項中「別表第二十二号、第二十五号、第二十七号」を「別表第二十一号、第二十四号、第二十六号」に改め、同表第十地区の項中「第六十七号、第六十九号」を「第六十八号」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、久里浜地区及び唐津地区についてその指定を解除するとともに、和歌山北部臨海南部地区について区域の縮小を行う等の必要があるからである。